

学生ホール使用に関する内規

制定 昭和54年 3月29日

改正 平成 7年 1月27日

平成12年10月13日

平成18年10月25日

平成20年10月22日

(目的)

この内規は、本学学生が課外時間において学生ホールを使用し、学生相互の親睦を深め、学生生活を豊かにする福利厚生場の場として、その使用上の必要事項を定めることを目的とする。

(使用時間)

第2条 平日の午前8時から午後7時までとする。

時間外使用する場合は利用日の午後5時までに、学校休業日に利用する場合には、直前の平日午後5時までに学内施設時間外利用申請書（学生規程様式第11号）を事務局へ提出しなければならない。

(遵守事項)

第3条 使用者は、全学生の共有施設であることを心得て、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用時間を守ること。
- (2) 使用後は必ず清掃し、机・椅子の配置などを使用前の状態に復しておくこと。
- (3) 施設及び附属備品を破損しないように使用すること。
- (4) 掲示物は所定の場所以外に貼らないこと。
- (5) 紙屑・ごみ・空き缶・ペットボトル・空き瓶等は、所定の容器に捨てること。
- (6) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

(学外者の使用)

第4条 学外者の使用については、施設使用規程を適用する。

附 則

この内規は、平成12年10月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年10月25日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。